

気象に関する警報及び地震に関する情報等が発令された場合の措置について

I 午前7時までに暴風（暴風雪）警報、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が解除されない場合

臨時休校とします。

II 午前7時以前に暴風（暴風雪）警報、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が解除された場合

通学路の安全が確認できれば、平常どおりの授業を行います。安全を確認の上、登校させてください。ただし、地区によって通学に危険が伴う場合は、保護者の判断により、登校を見合わせさせてください。その場合は学校へ連絡してください。

III 在校中に暴風（暴風雪）警報が発令された場合

- ① 教育委員会と協議し、原則として、直ちに授業を中止し、通学路の安全を確かめ、ただちに生徒を下校させます。教員は通学路の安全を確保するために各ポイントに立ちます。
- ② 台風の中心位置、進行方向、速度等の気象状況、地域の道路、通学路、橋、浸水等の状況から判断して、安全が確保されないと認められる場合については、家庭、地域に連絡をとり学校内に待機保護させ、保護者または責任の持てる方の出迎えを待って引き渡しをします。引渡しをする時は、「緊急引き渡し確認カード」（学校保管）へ署名していただきます。
- ③ 緊急 E メールにより情報を配信します。

IV 在校中に南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合や大きな地震が発生した場合

- ① 学校に待機させ、保護者または責任の持てる方の出迎えを待って引き渡しをします。
- ② 緊急 E メール・伝言ダイヤル等により、情報を配信します。
- ③ 状況によって、緊急 E メールは届きにくいことも予想されます。学校からの連絡が届かなくとも、生徒の迎えをお願いします。
- ④ 引渡しをする時は、「緊急引き渡し確認カード」（学校保管）へ署名していただきます。

V 大雨、洪水、大雪警報等【暴風（暴風雪）警報及び地震に関する情報以外】が発令された場合

- ① 学校から連絡(緊急 E メール)がなければ、平常どおり登校させてください。ただし、地区によって増水など危険が伴う場合は、保護者の判断により登校を見合わせさせてください。その場合は、学校へ連絡してください。
- ② 在校中に発令された場合は、学校長の判断により措置をとります。

VI その他

- ① 上記以外で、通学路等に危険が予測されたり、災害が著しい場合は、学校長の判断により必要な措置をとる場合があります。
- ② 防災情報(緊急・災害、地震・津波、天気観測、交通・道路生活)については、「防災みえ.jp」に登録すると、メール配信を受けることもできます。 [http:// www.bosaimie.jp](http://www.bosaimie.jp)（登録はパソコン・携帯電話から）